

嘉手納基地に関する使用協定締結について

日米地位協定の改定は、今や沖縄県民が喫緊の課題となっている。本県には、米軍基地が存在していることから発生する事件、事故による人権侵害、環境破壊、税制優遇、爆音公害、その他多くの問題が指摘されている。

日米地位協定の改定は、過重な基地負担を強いられている沖縄から発信され続けているが、果たして国民的な世論になりえているのか疑問である。国は、以前から「運用改善」を主張するばかりで、踏み込んだ改定の意思を示していない。

このような状況の中、平成 17 年 8 月 24 日町役場駐車場のフェンス内 2 メートルの地点で即応訓練が強行された。数十回の爆音が響きわたり周辺は大量の煙に包まれた。出勤途中の役場職員や用務で役場に訪れた町民は、突然の訓練に巻き込まれドーンという大音響に身がすぐみ命の危険と不安を感じた。翌 25 日、町職員労働組合主催による「町民無視の即応訓練を許さない緊急集会」が開催された。同集会には、町職員をはじめ地域の住民も巻き込んで緊迫した中で開催された。

平成 16 年 12 月には、嘉手納高校に隣接する訓練場から即応訓練による大量の赤煙が同校に流れ込み、授業が中断され、教室から飛び出して避難する生徒も出た。普段から同訓練に伴う爆発音やサイレンの音が激しく、学校としても対応策を考えている矢先で、生徒及び地域住民に与えた衝撃は図り知りないものがあった。それ以外にも、同訓練による深夜早朝の拡声器放送・爆発音等に対する苦情が相次ぎ、基地から派生する様々な事件事故に対し周辺住民は絶えず不安と恐怖を抱いている。

嘉手納基地には昼夜を問わず訓練が繰り返され航空機の離発着の際に発せられる騒音は想像を絶するものがある。

町では深夜早朝離着の自肃・F-15 イーグル戦闘機等による滑走路上空での急旋回、低空飛行、急上昇、編隊飛行の禁止、その他基地公害の予防対策を強く要請してきたが一向に改善されていない。

日米地位協定の「運用改善」では、事件事故が発生する都度、部分的な変化は見られるものの問題解決には遠く及ばない。日常的に基地被害に直面している地域にとっては、いつ何が起こるかわからない不安の中での生活が続く。日米地位協定の抜本的な改定を求めるものの現実に発生している事案に即時に対応、解決できる方法はないものかと思案した。この町に住んでいる人々に、嘉手納基地から発生するさまざまな被害の実例を提出してもらい、それを集約して嘉手納基地に特化した「基地使用協定」の策定の締結を求ることとした。

基地使用協定は、日米地位協定とは別に、航空機などの具体的な米軍の運用を細かく規定するもので、日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」も基地使用協定の一種であり具体的な例を列挙して作成することとした。

平成 17 年 10 月米軍嘉手納基地の運用を規制する協定を日米両政府に締結させることを目的とした「嘉手納基地使用協定に関する町民会議」を発足させ、議会、自治会、婦人会、学校関係、PTA など 17 団体で構成する 20 人と嘉手納基地に関する三市町連絡協議会から出された基地被害に対する要望を各団体ごとに持ち寄り議論を重ね、騒音軽減や飛行ルート、航空機からの臭気、深夜早朝の騒音などを規制する手作りの要望が集約され、嘉手納基地周辺 17 万人が独自に使用協定案を作成するという初の試みとなった。

平成 18 年 1 月防衛庁や外務省に「嘉手納基地に関する使用協定」を締結するよう要請した。回答は厳しく「別個に制限を期すことは難しい」と運用改善の域を出るものではなかった。

基地の管理運用の権限がすべて米軍に委ねられている現状や国の姿勢から見て、この種の改定締結はハードルが高いものと考える。同協定の締結は必ずしもベストではないかも知れないが、次善の策として米軍基地が存在する限り状況改善の要求行動は続けていく。

(1) 騒音

基地から派生する被害の中で航空機からの騒音は地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。とりわけ戦闘機等の離着陸や滑走路上空における急旋回・低空飛行訓練は猛烈な騒音を響かせ居住地域に降りかかってきます。

身体の疲労の過重、聴力の異常、騒音によるストレス、慢性的な睡眠障害等日常的に大きな被害となっています。

平成 27 年度は一番騒音の激しい屋良地区で 70 d B を上回る騒音が年間 23,996 回（前年度比 2,062 回増、9.4% 増）にのぼり、年間最高値に至っては 106.3 d B を計測し、町民生活に深刻な問題を与えています。

基地被害苦情 110 番に寄せられた苦情は 302 件（前年度比 92 件増、43.8% 増）寄せられています。

- ① 航空機の離発着回数の制限
- ② 航空機のエンジン調整等はすべて消音施設等（サイレンサー）を使用するか、住民地域から離れた滑走路東側で行うこと。
- ③ 航空機の離陸時におけるアフターバーナーの使用禁止
- ④ 休日・祝祭日・慰霊の日など特別に意義のある日は飛行を禁止すること。

(2) 深夜早朝飛行による騒音

町民にとって厳しい状況が続いており、深夜早朝における騒音も日常的に発生し、深夜早朝の騒音発生回数・騒音累積時間が増えています。屋良地区の平成 27 年度の深夜早朝騒音、70 d B 以上の騒音は 1,620 回（前年度比 217 回増、15.5% 増）発生し、苦情 110 番に多くの町民からの苦情が寄せられています。離着陸及びエンジン調整に伴う騒音などが毎日というほど確認されています。夜間早朝における飛行制限の措置は講じられず、周辺地域において依然として騒音が発生している状況にあり、騒音防止協定の遵守を強く要請します。

- ① 19 : 00 から 07 : 00 までの間、すべての航空機の飛行活動、エンジン調整等を行わないこと。
- ② 深夜早朝飛行はたとえ運用上必要であっても緊急時以外は飛行しない。
- ③ 騒音防止協定の厳正な遵守

(3) 飛行ルート

嘉手納飛行場近傍（飛行場中心部より 8Km内の区域）において航空機の最低高度（305m）以下の低空飛行が日常的に行われている。嘉手納基地所属のHH-60 救難機（ヘリ）・P-3C 対潜哨戒機は低周波音を伴い毎日のように住民地域へのみ出し飛行及び低空飛行が行われている。住民地域上空における低空飛行、急上昇、ヘリによる編隊飛行は危険であるばかりではなく、長時間的な騒音を伴うので禁止してもらいたい。また、通常の飛行コース附近に嘉手納高校、屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校があり授業の妨げにもなっている。戦闘機の基地上空での飛行訓練については住民地域上空の飛行を避けてもらいたい。

- ① 航空機の離着陸の場周経路は、学校、病院、保育所等人口稠密地域上空を避けるよう設定する。

(4) 訓練

夜間・早朝におけるサイレン・空砲・発煙・拡声器放送を伴う訓練（即応訓練・飛行場修復訓練）が嘉手納飛行場と嘉手納弾薬庫で実施されています。訓練に関し町民から睡眠妨害や、長時間続くサイレン・拡声器放送と爆発音等による不安感を訴える苦情があるため、訓練時間・訓練場所の変更及び、爆発音の軽減についても検討していただきたい。

同訓練によって、平成 16 年の 12 月早朝嘉手納弾薬庫地区から流れ出た煙によって嘉手納高校の生徒らが煙を吸うなどして授業が一時中断し精神的・肉体的苦痛を受けた。又、平成 17 年 8 月には町役場駐車場に隣接する基地内で大音響と共に白煙が流れ込み役場職員をはじめ町民が巻き込まれ騒然となつた事故も発生している。

嘉手納基地にはF-15 戦闘機等を主軸とした航空機以外に多くの外来機が日常的に飛来しタッチアンド・ゴー等の飛行訓練や、低空飛行、住民地域上空での旋回訓練が行われているため、基地周辺地域における騒音は激しく、正常な生活を送ることができません。急旋回、急上昇の訓練の禁止及び住民地域上空における全ての航空機の飛行を禁止することを求めます。

- ① 夜間のタッチ・アンド・ゴーの訓練をしないこと。
- ② 飛行場周辺の住宅上空で旋回して滑走路に進入しないこと。
- ③ 飛行場及び住宅地域上空では空中戦闘訓練及び曲技飛行をしないこと。

- ④ 航空機飛行訓練については海上で行うこと。
- ⑤ 即応訓練・滑走路修復訓練等に伴うG B S訓練は住民地域に影響のない地域で実施すること。
- ⑥ 深夜早朝の即応訓練・滑走路修復訓練等は行わない。
- ⑦ 全ての訓練は事前に通知徹底すること。

(5) 外来機の飛来・帰還

嘉手納飛行場には約120機の常駐機と40機～50機の外来機が常駐化しているといわれている。特に米本国等から飛来する米軍機の離着陸訓練・エンジン調整・タッチアンドゴーの通常訓練のほか定期的に行われる即応態勢訓練等のため地域住民は過酷な騒音禍に苦しめられてきました。また、外来戦闘機の帰還の際、夜間早朝の離陸が頻繁にあり、地域住民にとって大きな障害となっている。

外来機の深夜離陸はパイロットの安全と目的地に日中に到着するためとあり、「米軍の運用上の所要のため活動については制限からはずされる」とありますが、深夜3時～5時にかけ100dB以上の騒音が発せられると町民の安眠が妨げられ精神的・肉体的苦痛を伴うものであります。今後の運用については他基地を経由し地域住民に負担のかからないような措置をとって頂きたい。

- ① 原則として外来機の飛来（戦闘機・ヘリ）を禁止すること。特にB-52爆撃機はいかなる理由があっても容認できない。
- ② 外来機の飛行制限と飛来時の通知
- ③ 本国への帰還の際は他基地を経由し深夜早朝飛行は避ける。

(6) 環境（臭気）

平成25年9月には、環境省による大気汚染物質の調査が実施され、大気汚染物質は環境基準値内との結果が出ております。調査報告書の解析では、航空機の離着陸、タッチ・アンド・ゴー1回あたりの大気汚染物質の排出量により推計がされております。しかしながら、町民から苦情として寄せられている航空機のエンジン調整の際の排気ガスや補助動力装置等の飛行場関連施設から発せ

られる排気ガスが推計の対象外とされており、これらの排気ガスを含む状況を把握するため、今後も継続的な調査が必要であると考えております。

航空機から発せられる臭気は航空機独特の臭いを発し、鼻・喉・目等をさすような臭いがあり、子ども達や老人が気分を悪くするという苦情が報告されています。特に海軍駐機場一帯から発せられる排気ガスによる熱風と臭気は、屋良地区の民家に覆い被さり多くの町民が被害を訴えています。また、同地域には登校・下校時に子ども達が近くのバス停を利用しています。夏場の南風が吹くと同駐機場から熱風・臭気がふりかかります。海軍駐機場の移転は日米で合意されています。早急な移転を希望します。

- ① エンジンの調整は滑走路東側で行うこと。
- ② 「日本環境管理基準」に基づく測定調査の毎年実施及びその結果の即時公表
- ③ 環境汚染が発見された場合の早期通報と適切な措置と公表
- ④ 航空機排出ガスの民間地域への流出禁止
- ⑤ 環境汚染の際立ち入り調査権を。

(7) 事件・事故

嘉手納基地関連航空機墜落事故は昭和 37 年 K B 50 型米軍輸送機が民間地域に墜落炎上、村民の死者 2 人、重軽傷者 8 人、住宅 3 棟全焼した事故をはじめ、平成 17 年 9 月現在で 12 件発生、死者 4 人・行方不明者 3 人・重軽傷者 28 人を出す惨事が発生しています。

その他宜野湾市の沖縄国際大学では普天間基地所属の C H - 53D 大型輸送ヘリコプターが墜落した。同ヘリは日常的に嘉手納基地に飛来し住民地域で低空飛行を繰り返し住民に不安をあたえています。また、平成 20 年 4 月には米民間会社が所有する英国製の MK - 58 戦闘機（ホーカーハンター）が着陸後機種部分を緑地帯に突っ込んで停止し、燃料 190 を流出する事故が発生、同年 10 月には、嘉手納エアロクラブ所属のセスナ 172 型が名護市において燃料切れでエンジン機能が停止し墜落炎上、同年 12 月には米本国で F A - 18 戦闘機が墜落、同型機は嘉手納に再三飛来し本島周辺で訓練を繰り返しており安全性への懸念が広がっている。

基地内外から発生する米兵による事件は特に嘉手納基地を取り巻く沖縄市・北谷町では多く発生しています。平成 17 年 7 月に沖縄市で小学生に対する強制

わいせつ事件、平成 20 年 2 月には中学生の少女に対し暴行事件が発生し県民に大きなショックを与えました。このような事件は女性の人権を蹂躪するものであり基地があるゆえの事件でもあり、米軍人の綱紀粛正を強く求めるものである。

- ① 航空機事故の原因究明と公表を早急に行うこと。
- ② 航空機の整備点検の徹底と公表
- ③ 軍人への規律教育の徹底（綱紀粛正）
- ④ 事件・事故内容の徹底究明と情報の開示

(8) その他の事項

- 1) 維持管理も含めた完璧な学校施設整備を施すこと。
- 2) 避難設備等の確保、事故に対する安全確保を国や米軍の責任で行うこと。
- 3) 欠陥機 F-15 戦闘機部隊の撤去
- 4) 自衛隊・嘉手納基地の共同使用の禁止
- 5) 普天間基地の嘉手納統合反対
- 6) 米軍訓練空域の削減
- 7) 第 4 ゲートの緊急時以外の閉鎖
- 8) 事業所に対して騒音防止対策及び維持管理費の負担軽減を講じること。
- 9) 軍事施設建設や訓練計画等の実施においてその報告と行政機関の承認を得ること。
- 10) 平時は住民の静かな生活を優先にしてもらいたい。
- 11) 重大事故の場合は、日本政府や警察の立会いのもとに事故現場の保存と原因調査を実施すること。

- 12) 学校教育の一環として、「航空機墜落避難訓練」が行われていること事態が全く異常である。
- 13) 学校施設に防音・空調設備がされているので、夏場教室の外で遊ばない、子ども達の発育や運動能力にも悪影響が出るのではと危惧している。
・夏場でもジャージを着用する子どもが多い。
・体育の授業中や運動会等の体調管理ができない子どもが増えている。
・学校の教育方針としても「子どもの体調」に対して他の市町村とは異なる対応が迫られている。
- 14) クーラー稼働の期間及び時間帯の延長
- 15) 個人住宅の防音工事を改築にも適応してもらいたい。
- 16) 基地の返還・撤去
- 17) 沖縄一・日本一の図書館を作ってほしい。
- 18) 夜間に騒ぎ立てる大変迷惑である。
- 19) 車両の運転マナーが悪い。
- 20) 抗議行動は町民全体への呼びかけをしては。
- 21) 何が起こるかわからない・いつ、どのように、対応すればよいかわからない不安がいつもある。
- 22) 避難経路が限られているので環境整備を図りたい。
- 23) 細かい霧のようなほこり臭いがひどい。
- 24) 子どもがすくすく育つ環境ではない、静かで落ち着いた朝を迎えさせたい。
- 25) 一方的に連絡を受けるだけで、発生する煙や爆竹音にどのように対処すればよいのかわからない。

- 26) 日米地位協定の改正
- 27) 電波障害の解消
- 28) 生活環境を脅かすことがないよう協力体制
- 29) ピースフェスティバルの開催
- 30) 基地内道路の共同使用
- 31) P-3C洗機の際、機体塗料の飛散やエンジンの排気ガス等の悪臭のため授業に支障を来たしている。(夏期や10月後半~11月クーラーを使用ができない日)
- 32) 窓を閉めなくても過ごせるようにしたい。二重窓の締め切った空気での授業は健康的でない。窓を開けると騒音が激しく人の声が聞こえない。子ども達の声も大きくなり、集中力に欠ける。
- 33) 体育・理科・生活科・総合的な学習の時間等の授業や行事等、屋外活動の際、授業や活動を中断されることがあり、支障がある。
- 34) 睡眠不足等により体調不良の児童がいる。
- 35) サイレンや爆発音により常に緊張状態に置かれている状況、訓練と実際の災害と間違えるおそれあり。
- 36) 常に危険と隣合せである異常性の回避
- 37) 基地に隣接しているため、危険意識が麻痺している状況にある。

以上 262 件の要望・要請等が寄せられている。